

クリエイティブビジネス海外展開支援金 申請要項

1 支援金の趣旨・目的

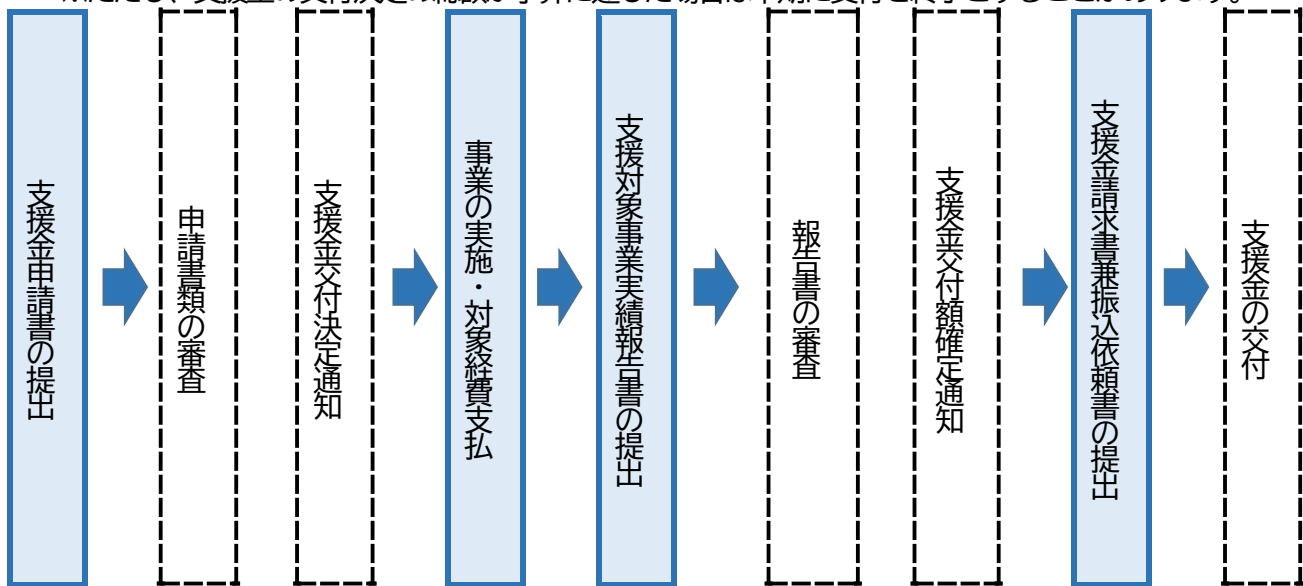
この支援金は、福岡市内（以下「市内」という。）のクリエイティブ関連事業者が事業拡大を目的として、海外展開を実施する際に必要となる経費についてその一部を支援することにより、海外でのビジネス展開や販路拡大を促すことを目的としています。

2 支援の流れと支援メニュー

申請から支援金交付までの大まかな流れと支援メニュー（いずれかのメニューを選択）は次のとおりです。

【申請期間】 令和6年5月1日（水）～令和7年3月24日（月）

※ただし、支援金の交付決定の総額が予算に達した場合は早期に受付を終了とすることがあります。



で示すものが支援事業者(申請者)の行う項目です。

以下の3つのメニューからいずれか1つを選択して申請してください。（複数メニューの申請は不可）

支援メニュー	支援内容（最大60万円）
① コンテンツ海外展開支援	<p><u>海外でのコンテンツ市場拡大を目的として行う以下の事業を実施するにあたって必要となる経費の一部を支援します。ただし、過去に海外で契約したことがあるコンテンツを、再度同じ契約先と契約する場合を除く。</u></p> <p>(1) 市内クリエイティブ事業者が自社で制作したコンテンツを海外展開する事業。 ただし、当該コンテンツの著作権またはこれに関連する権利の一部または全部を持つこと。もしくは著作権等の権利を保有しない場合であっても制作会社がコンテンツでレバニューシェアを受けること。</p> <p>(2) 事業者が委託を受けて、市内のクリエイティブ事業者が制作し著作権をもつコンテンツを海外展開する事業</p> <p>(3) 市内クリエイティブ事業者が海外の事業者と共同制作する事業</p>
② 海外展示会等出展支援	<p>海外の販路開拓・拡大を目的として、<u>海外で開催される見本市、展示会、現地フェア、現地商談会及びこれらに類するものに参加するにあたり必要となる経費の一部を支援します。</u>（過去に出展したことがある展示会等へ再出展する場合を除く。）</p>
③ 海外市場調査支援	<p>将来的な海外展開、海外需要の取り込みや競争力の強化を目的として、<u>海外進出の位置づけや、対象となる国・地域、顧客等、展開手法などに関する現地市場調査を行うにあたり必要となる経費の一部を支援します。</u></p> <p>（既に事業展開を行っている国・地域で現地調査を行う場合を除く。）</p>

3 支援対象となる事業者

支援金交付の対象となる事業者（支援事業者）は以下のいずれにも該当する事業者とします。

- (1) 市内に本店を有するクリエイティブ関連事業者（映像、ゲーム、音楽、ファッション及びデザインを主要事業とする事業者）又は市内に本店を有するクリエイティブ関連事業者からの委託を受けて海外に向けてコンテンツの受託販売・販路開拓を行う事業者
- (2) 役員が福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）や暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 法人として登記をしていること。ただし令和7年3月31日までに法人としての登記を完了する予定の個人事業主は申請可とし、期間内に法人登記完了の報告を登記事項証明書の提出をもって会長に行うものとする。
- (4) その他、支援金の趣旨に照らして適当でないとクリエイティブ福岡推進協議会の会長（以下「会長」という。）が判断するものでないこと。

4 支援対象期間

令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）

※なお、対象期間外に実施・支払いした事業は対象となりません。

5 支援事業

支援金を交付する対象となる事業は以下のいずれにも該当する事業とします。

- (1) 市内のクリエイティブ関連事業者が海外での新規ビジネス展開や販路開拓・拡大を目指したものであること。
- (2) クリエイティブ福岡推進協議会が本支援事業と別に実施・運営する事業に関する内容でないこと。
- (3) 事業内容が法令及び公序良俗に反したものでないこと。
- (4) 事業において取り扱うコンテンツが、次の各号のいずれにも該当すること。
 - ① 日本および展開国の基準に照らし合わせて成人向けコンテンツおよびこれに準ずるものでないこと。
 - ② 宗教の教義を広め、儀式行為を行うこと及び信者を教化育成することを目的としたものでないこと。
 - ③ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的としたものでないこと。
 - ④ 特定の公職の候補者もしくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、もしくはこれらに反対することを目的としたものでないこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、支援金の交付が不相当と認められないこと。

6 支援率・支援対象経費

(1) 支援額

① 支援率

対象経費の1/2までを支援（千円未満切り捨て）

② 支援金の上限

1事業者：60万円

※1社につき1案件までの申請とし、複数の市内クリエイティブ関連事業者が関わる事業であっても、同一案件での申請は1事業者に限定する。

(2) 支援対象経費

メニュー種別	支援対象経費
1 コンテンツ海外展開支援	謝礼（契約のために、国内及び現地の専門家（弁護士、弁理士、会計士、コンサルタント等）に支払う謝金）渡航費（現地に赴く1名分）、通訳翻訳料、広告費用（コンテンツの認知を広げるためのもの）、その他事務局長が必要と認める経費
2 海外展示会等出展支援	出展小間（ブース）料、展示装飾費、出展物輸送費、リース料（展示会用備品レンタル等）、渡航費（現地に赴く1名分）、通訳翻訳料、印刷製本費（パンフレット、見本商品用ラベル等）、役務費（参加費、登録料、検査手数料、手続き代行料等）、その他事務局長が必要と認める経費
3 海外市場調査支援	渡航費（現地に赴く1名分）、通訳翻訳料、賃借料（進出準備又は現地調査のための現地レンタルオフィス等の賃借料）、委託費（現地調査、分析並びに子会社設立に向けた諸手続きに係る専門家等への委託費）、印刷製本費（パンフレット、見本商品用ラベル等）、その他事務局長が必要と認める経費

※渡航費についてはビジネスクラスやグリーン席など特別に付加される料金や自家用車（社用車）での移動にかかる費用は対象外とする。

7 支援金交付申請

(1) 申請期間

申請は、令和6年5月1日（水）から令和7年3月24日（月）までにしてください。

※ただし、支援金の交付決定の総額が予算に達した場合は早期に受付を終了とすることがあります。

(2) 申請様式の入手方法

申請書等の様式は、福岡市のホームページからダウンロードできます。

URL: <https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/contents/business/kaigaitennkai.html>

(3) 申請書類

申請にあたっては、次の書類を申請期間内に提出してください。

① クリエイティブビジネス海外展開支援金申請書（様式第1号）

※団体の代表の地位を有する者が申請者となること。

② 誓約書（様式第2号）

③ 海外展開事業計画書（様式第3号）

④ 役員名簿（様式第4号）

⑤ 登記事項証明書

⑥ 定款・規約等

※なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」または、「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの支援金の申請をする者にあつては、②・④・⑤・⑥の提出を免除します。

(4) 申請方法

申請書類は、電子メールでご提出ください。

提出先：contents.EPB@city.fukuoka.lg.jp

※メールのタイトルは「【支援申請】ビジネス海外展開支援」としてください。

※申請メールを受信したときは、3営業日以内に申請を受領した旨をメールします。確認メールが届かない場合は、恐れ入りますがご連絡をお願いします。

※メールの受信容量の上限は9MBになります。9MBを超える場合は、複数回に分けてメールを送付ください。

8 申請書類の審査

ご提出いただいた申請書類をもとに、交付の可否を審査します。書類に不備がある場合は、書類の修正や追加提出をお願いすることがあります。

9 交付の決定

支援金交付の可否については、事務局より「支援金交付決定通知書」（様式第5号）もしくは「支援金不交付決定通知書」（様式第6号）の送付をもって通知します。

10 変更届

交付決定後に支援対象経費の額を変更しようとするとき又は支援事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ「変更承認願」（様式第7号）の提出が必要です。

この承認を得ないで変更を行った場合には、交付の決定を取り消す場合もありますので、ご注意ください。

申請書類は、電子メールでご提出ください。

提出先：contents.EPB@city.fukuoka.lg.jp

※メールのタイトルは「【変更承認願】ビジネス海外展開支援」としてください。

※メールの受信容量の上限は9MBになります。9MBを超える場合は、複数回に分けてメールを送付ください。

11 実績報告

実績報告については、支援事業が完了してから行って下さい。支払完了日から起算して30日を経過した日、もしくは令和7年3月31日（月）までのいずれか早い日までに提出してください。

(1) 提出書類

① 支援対象事業実績報告書（様式第8号）

② 支払いが証明できる書類（明細のわかる領収書、明細のわかる請求書および振込票など、支払い内容が明確で支払いの事実を証明できるもの。）

③ その他、会長が必要と認めるもの。

(2) 提出方法

申請書類は、電子メールでご提出ください。

提出先：contents.EPB@city.fukuoka.lg.jp

※メールのタイトルは「【実績報告】ビジネス海外展開支援」としてください。

※メールの受信容量の上限は9MBになります。9MBを超える場合は、複数回に分けてメールを送付ください。

12 交付額決定の通知

実績報告書および支払いが証明できる書類をもとに審査し、交付額を決定いたします。交付額の通知については、事務局より「支援金交付額確定通知書」（様式第9号）の送付をもって通知します。

13 支援金請求書の提出

「支援金交付額確定通知書」（様式第9号）によって、金額の決定を受けた事業者は「支援金請求書兼振込依頼書」（様式第10号）を電子メールで提出してください。

提出先：contents.EPB@city.fukuoka.lg.jp

※メールのタイトルは「【請求】ビジネス海外展開支援」としてください。

※メールの受信容量の上限は9MBになります。9MBを超える場合は、複数回に分けてメールを送付ください。

14 支援金の交付

支援金は、「支援金請求書兼振込依頼書」（様式第10号）を受理した日から30日以内に交付します。

15 決定の取消し

(1) 支援事業者あるいは支援事業が、以下のいずれかに該当すると判明したときは、支援金交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。

- ① 本要項「3 支援対象となる事業者」「5 支援事業」に該当しないことが判明したとき
- ② 提出書類の内容に虚偽があることが判明したとき
- ③ 偽りその他不正な手段によって支援金の交付決定を受けたとき
- ④ 公序良俗に反する行為があると認められるとき
- ⑤ 支援事業の実施に際し日本の法令に違反したとき
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、支援金の交付が不相当と会長が認めるとき

(2) 支援金の返還

支援金交付決定の取消し時点において、既に交付している支援金がある場合は、その全部または一部の返還を求めます。なお、返還金等の送金に際し振込手数料を要する場合は、支援事業者でご負担ください。

16 留意事項

- (1) 申請書類あるいは報告書類の審査の際、必要に応じて、本要項に記載のない書類の提出や説明を求められることがあります。
- (2) 審査の結果、支援金を交付しない決定をすることや、支援金交付申請額から減額して支援額を決定することがあります。
- (3) 事務局からの連絡は、原則、電子メールにて行います。

17 効果測定協力の義務

当支援事業の支援金を利用した海外展開事業について、実績報告書提出以降も効果測定に協力するものとします。事務局により定期的なアンケート・ヒアリング等を実施いたしますので、ご協力ください。

18 問い合わせ先

クリエイティブ福岡推進協議会事務局

〒810-8620

福岡市中央区天神1-8-1 福岡市役所コンテンツ振興課内

電話番号：092-711-4329

メールアドレス：contents.EPB@city.fukuoka.lg.jp